平成２２年（フ）第４３２号
相模原市中央区千代田２丁目６番18―106号
債務者　藤本　弘子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４３５号
相模原市中央区上溝３丁目６番20号
債務者　内田　富雄
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４３６号
相模原市中央区上溝３丁目６番20号
債務者　内田　久枝
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４５３号
相模原市南区新磯野１丁目30番６号　ドウェルミサワⅡ―102号室
債務者　横枕　　修
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４５４号
相模原市中央区千代田６丁目３番８号　栗本荘205号
債務者　田付　光男
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４６９号
相模原市南区栄町14番９号　寿楽ハイツ102
債務者　永堀　博一
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４９７号
相模原市中央区田名塩田３丁目２番６号　フルーヴ202号
債務者　瀬田　正美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４４１号
相模原市南区東林間４丁目39番３―102号
債務者　大西　道子（旧姓石本）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４５５号
相模原市南区上鶴間２丁目７番39号　グレイスコートＣ―201
債務者　板垣　陽輔
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５４７号
岡山市中区長岡537番地２　クレールシャトー吉田Ａ102
債務者　畑邉　逸子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８８号
岡山市南区豊成１丁目14番10号　会社社宅Ａ―101号、住民票上の住所岡山市南区豊成１丁目14番12号
債務者　故引　清志
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４２号
川崎市幸区小倉955番地　小倉北住宅２―302
債務者　平井ジュリエット　パドア
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６３９号
愛知県豊田市小坂町13丁目26番地
債務者　塚田　康介
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６４０号
愛知県岡崎市中之郷町字下荒子48番地　市営中之郷荘132
債務者　中野　敏晴
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月１日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
島根県出雲市荻杼町507番地
債務者　川本　隆明
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部